

野田 九条通信

2010年4月号

53

「野田・九条の会」事務局

7122-0502

野田九条の会ホームページ
http://www17.ocn.ne.jp/~art.9/

8/7・8 平和のための戦争展準備本格化 皆さんの一層の参加・協力を

今年で4回目になる野田市の「平和のための戦争展」は、8月7日～8日開催に向けて、実行委員会が始まっています。

今年では過去の戦争を謙虚に語り継ぎ、戦争を知らない若い方々とディスカッションできる場をぜひ作りたくと、いろいろ知恵を出し合いました。また今年では地域の九条の

南房総でイメージするのは、海そとして花摘み。戦時中は花作り農家が「国賊」といわれ、種や苗を焼却させられたが、農民たちは秘かに種苗を守り、現在の花街道へと引き継がれました。

行ってきました館山

「これぞ、房総に息づく九条の精

会も「千葉県戦跡、毒ガス」や「沖繩」の問題をテーマに展示を考えていることなどが出されています。次回実行委員会までに企画を持ち寄ることにしました。

平和市長会議に野田市も加盟したということもあり、野田市のバックアップも望みたいところです。開催趣旨に賛同す

神」とNPO法人安房文化遺産フォーラムの池田恵美子さん。40以上ある戦争遺跡(戦跡)の背景や

平和の文化を根付かせたい

西ニケ尾 柏木 静江

それらが市民によってどのように守られたかを理解した上で見学を、と一時間ほどの「座学」(説明会)がもたれたのです。

今回は「戦跡」を訪ね交流することとは「平和の文化」を根付かせることで、観光地としてのマイナスイメージ

る方は誰でも実行委員会への参加ができます。また戦争当時の資料などお持ちの方、展示にご協力いただけませんか。ご連絡

人と人の関係築こう

戦跡見学で平和への思い強く

3月28日、野田九条の会主催バスツアーは、参加者39名で館山の戦跡「赤山地」下壕、戦闘機を隠す「掩体壕」などを見学、安房地域の歴史を学んできました。戦争末期本土決戦に備え、7万人

もの軍隊が配備され、米軍を迎え撃つ体制を整えていった地、第2の沖繩を想定していたとされた館山、実際米軍3500人が上陸して来て4日間直接軍政が行われたという。その海岸にも行つて

碑など見るべきものが多く、別れに「何度でも来てください」と手を振るNPOメンバーの姿が印象に残りました。おみやげにポピーの花束をくださった「館山九条の会」の方々とは懇談できなかったのは心残りです。

この欄への400字程度の原稿をお待ちしています。



えんたいこう 掩体壕の前で

みた。その海岸の水にもぐつて、「竹筒に火薬をつめ迎え撃つ訓練もしていた」という。

現地見学に先立ち、海を臨むホテルで安房文化遺産フォーラムの方から、安房地域の歴史を学んだ。古くから、海を通し韓国、中国などアジアの人々との交流があり、今も歴史を学び共生の精神を受け継いでいるという。国と人の関係ではなく、人と人の関係を築いていくことの大切さを学んだ一日でした。

(今月の予定は裏面参照)



やはりあった 日米「密約」 「非核三原則」の法制化を

「事前協議がないので核搭載艦船の寄港はない」は、虚偽答弁だった

3月10日の朝刊に「核密約 歴代首相ら黙認」の大見出しが踊った。核密約とは、「核搭載艦船の寄港、通過は核『持ち込み』の際に必要な事前協議の対象外とする」というもので、日本政府はその存在を実に半世紀もの長きにわたって否定し続けてきたのだ。今回、日米の密約に関する有識者委員会により、この「核持ち込み」はじめ「朝鮮有事の際の米軍の自由出撃」「沖縄返還時の原状回復費の肩代わり」に関して不十分ながらようやく密約の存在が明らかにされた。

国権の最高機関である国会において続けられた嘘の答弁、関連する重要文書の破棄および所在不明など、信じがたいことがなされてきたのである。その上でもなお、関係閣僚、官僚らは「この苦渋の決断によって日本の安全が守られてきた」などと居直っており、憤りをこえて啞然とするばかりだ。

発端は、1960年の日米安保条約の改定交渉

なぜこのようなことがおこってきたのであろうか。1960年日米安保条約の改定交渉における、駐日米大使マッカーサーの動きを見てみよう。発端は、米軍駐留を違憲とした伊達判決であった。これに慌て日本外相藤山愛一郎、最高裁長官田中耕太郎などと密議し、最高裁に跳躍上告させ（米公文書）、破棄させた（59年12月16日）。続いて藤山外相との「核持ち込み」、「朝鮮有事の出撃不問」の密約（60年1月6日）。高橋・マウラ会談での米「NCND」政策の容認（核の存在を否定も肯定もしない、60年1月20日）。これら一連の経緯のなか、国民の圧倒的な反対の陰で日米安保条約が調印されたのであった。これは「密約」とか「嘘」、「公文書破棄」に止まらず、憲法違反そのものではなかろうか。

虚構の「核抜き本土並み」沖縄返還

こうして結ばれた安保条約の犠牲は占領下の沖縄に担われ、過剰な基地の負担に苦しめられることになった。しかも「非核3原則」を掲げた佐藤首相が、返還交渉において密かに「核の再持ち込み」を容認し（首相宅文書）国民の悲願であった「核抜き本土並み」返還は実現されず、日々危険にさらされる暮らしを強いられている。

「非核3原則」の即時法制化を！

今回の密約調査、公表は政権交代の成果であった。しかし、核密約を破棄するか否かなど課題は非常に大きい。政府は「今後アメリカに対して何もするつもりはない」という立場を取っているが、それは核持ち込みに関して、前政権同様の曖昧な態度を取り続けるということであり、納得がいかない。まず、早急に「非核3原則」の法制化と沖縄普天間基地の国外撤去の実現を求めたい。

伊達判決（要旨）

日本国憲法は自衛権を否定するものではないが、その第九条において、国家の政策の手段としての戦争、武力による威嚇又は武力の行使を永久に放棄したのみならず、国家が戦争を行う権利を一切認めず、且つその実質的裏付けとして陸海空軍その他の戦力を一切保持しないと規定している。第九条は、単に消極的に諸外国に対して、従来のわが国の軍国主義的、侵略主義的政策についての反省の実を示さんとするに止まらず、正義と秩序を基調とする世界永遠の平和を実現するための先駆たらんとする高遠な理想と悲壮な決意を示すものだといわなければならない。

日本の安全と生存は国連との関係において維持しようとするものであって、国連の機関による指示に基づいて米軍の日本での駐留がなされているのではなく、個別の日本政府の要請でアメリカ政府の承諾によって日本駐留がなされている。そのことはアメリカの関係する極東の戦争に米軍が日本から出動して、日本がその戦争に巻き込まれる恐れがなしとしない。また米軍の日本駐留は日本政府の要請と日本政府からの施設、区域の提供、費用の分担その他の協力があるはじめて可能になるもので米軍の駐留を許容していることは日本に指揮権がなくとも、日本国憲法第九条二項前段によって禁止されている陸海空軍その他の戦力の保持に該当する。したがって日本に駐留する米軍は憲法上許されるものではない。

（米軍砂川基地をめぐる東京地裁判決 1959・3・30）

4月の野田九条の会

署名行動 4月9日(金) 愛宕駅前
午後4時～5時

定例会 4月10日(土)
午後2時～4時

櫻のホール4階研修室
はじめの30分程度、DVDを見て学習をします